

令和5年10月1日から

消費税に係る適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

<インボイス制度が始まると>令和5年10月1日から

- インボイス制度が始まっても、会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税を含めて配分金をお支払いします。消費税免税事業者である会員の皆さんは、引き続き消費税を納める必要はありません。
- インボイス制度が始まると、センターは消費税免税事業者である会員との取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担しなければなりません。
(センターとしては、新たな納税コストを賄うため事務費の改定により対応します。)
- センターでは、新たな納税コストについては、発注者に負担を求めることとなるため、一層の業務効率化を図ります。

※ 1,000万円を超える事業収入があり、適格請求書発行事業者に登録する方はセンターまで連絡をお願いします。

●事務費の引上げにより対応（配分金11,000円の場合）

会員の配分金の仕組み		センター
配分金本体 10,000円	消費税 1,000円	事務費 8% 880円
		事務費増 +1,000円

新たな納税コスト